

継続

原議保存期間	30年（平成61年3月31日まで）
有効期間	一種（平成41年3月31日まで）

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各府県警察本部長

警察庁丁運発第56号
平成31年3月22日
警察庁交通局運転免許課長

講習において使用する動体視力検査器の基準について（通達）

高齢者講習その他の講習において使用する運転適性検査器材のうち、動体視力検査器の基準を別紙のとおり定めたので、下記事項に留意の上、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

- ア 高齢者講習その他の講習において使用する動体視力検査器は、別紙の基準に適合したものを使用すること。
- イ 器材を運転適性指導に生かすため、講習指導員に対し、器材の取扱い等の実施手引を参照して効果的な使用がなされるよう指導すること。
- ウ 検査結果票は、指導に使った後は、受講者に交付すること。

【継続処理状況】

初回発出日：平成11年11月1日
（有効期間：平成31年3月31日）

講習において使用する動体視力検査器の基準

1 動体視力検査器の概要

動体視力検査器は、検査器内に光学系等により前方に動体視力検査用の指標を呈示して、これを一定の速度で近づけ、検査を受ける者（以下「受検者」という。）に指標について一定の確認をさせ、確認した指標を認知したことを回答することによって行い、指標を確認できた距離から動体視力値を求めるものである。

これら確認したデータを記録して、受検者個々の検査データの集計、分析を行った上で、結果を印字出力するものである。

2 動体視力検査器の構造及び機能

ア 動体視力検査に用いる指標

動体視力検査器の検査用指標は、次のとおりとするものとする。

なお、距離や速度の値については、光学系等を用いて模擬的な環境を再現している場合には、実際の環境における値に相当するものとする。

- ① 視標は、上、下、左及び右方向に切れ目のある4種類のランドルト環とすること。
- ② 視標の大きさは、視標が30メートルの位置では視力値1.0に相当するものであること。
- ③ 視標の移動速度は、時速30キロメートルとするが、その他の速度に可変であることが望ましい。
- ④ 指標の精度及び明るさは、検査の適正を期することのできる程度のものであること。
- ⑤ 光学系等により指標像を約50メートルから約2メートルまでの距離を一定の速度で前方から近づけるものであること。

イ その他視覚刺激表示装置

- ① 検査器には、定められた条件で検査を行うために、受検者の眼の位置や指標の明るさ等を一定に保つ装置（以下「検査環境調節装置」という。）を備えること。
- ② 瞳孔間距離は、検査の適正を期することのできる程度のものであること。

ウ 反応装置

測定時、指標の上、下、左及び右方向のいずれかの切れ目を確認した場合において、その応答は、手によってレバーを操作し、又は押しボタンを押して口頭ですることにより入力するものであること。

エ 計測制御装置

- ① 静止視力の検査値及び動体視力の検査値を自動測定できる機能を有し、それぞれの測定した検査値を表示できるものであること。
- ② 動体視力検査器における静止視力及び動体視力の値は、0.1、0.2、0.3、0.4、0.5、0.6、0.7、0.8、0.9、1.0、1.1、1.2、1.3、1.4、1.5及び1.6の

の16段階以上を呈示できること。

- ③ 静止視力及び動体視力の検査結果を蓄積し、その分析結果により評価値を演算できること。

オ 印字装置

検査結果、評価値及び指導内容を印字して出力できること。

カ 劣化の防止

動体視力検査の実施の適正を期するため、一定の期限までは、各装置とも検査の適正を阻害する程度に劣化しないこと。

3 検査の内容

動体視力検査器による検査は、初めに静止視力の検査を行い、続いて、動体視力の検査を行うこととし、その具体的な検査の内容及び手順は、次のとおりとする。

ア 静止視力の検査

- ① 静止視力の検査は、受検者に動体視力検査器の検査環境調節装置を使わせた状態で、指標を両眼で見るとようにさせ、静止している状態の指標を呈示して静止視力の測定を行うこと。
- ② 静止視力の具体的な検査内容は、視力値の段階を低い値から高い値に順次切り換えて、視力値ごとに指標の切れ目方向を上、下、左及び右方向に変えて呈示し、受検者の認知できる限界の視力値を求める。同一視力値の指標の3種類の切れ目方向のうち、2種類以上の切れ目方向の認知でその視力値があるものとし、認知した時はさらに高い段階の視力値に切り換え、認知できない時は低い値に切り換えて行い、受検者の最高静止視力を求めること。

イ 動体視力の検査

- ① 動体視力の検査は、受検者に動体視力検査器の検査環境調節装置を使わせた状態で、指標を両眼で見るとようにさせ、前方から一定の速度で近づいてくる指標を呈示して、移動してくる指標の切れ目方向を認知したことを回答することによって、動体視力の測定を行うこと。
- ② 検査は、前方約50メートルから一定の速度で近づいてくる指標を呈示し、指標の切れ目の方向が確認できた時点で、手で動体視力検査器本体に付属しているレバーによって確認した指標の切れ目の方向に操作させ、又は押しボタンを押させて口答により指標の切れ目の方向を応答させて、その時点での指標位置から動体視力の検査値を求めることにより動体視力を測定し、これを5回繰り返して行うこと。

指標は、実施回の都度、切れ目方向を上、下、左及び右方向に変えて呈示するものとし、切れ目方向を5回認知するまで続けて行い、5回の測定における動体視力の平均値を求めること。

なお、切れ目方向を5回認知するまでに、3回の間違いがあった時は、中断して再検査すること。

4 検査の要領

(1) 検査要領に関する説明

各検査の練習の前に受検者が検査要領を十分理解できるようパネル、ビデオ、音声案内等の方法により説明すること。

(2) 事前の練習

検査結果の信頼性を保持するため、必ず2回の事前の練習試行を行うこと。

(3) 検査の時間

一人当たりの検査時間は、検査に要する要領の説明、事前の練習及び本検査を含めて全体で概ね5分間で行うこと。

5 測定値の処理様式

測定値を処理して得る基本となる指標は、次のとおりとする。

- ① 動体視力値の年齢別平均値、最小値、最大値、標準偏差
- ② 動体視力値の散布度、散布度の度数分布
- ③ 静止視力値の年齢別平均値、最小値、最大値、標準偏差
- ④ 静止視力値の散布度、散布度の度数分布
- ⑤ 動体視力値と静止視力値の年齢別相関分布

6 検査結果の評価

(1) 受検者を指導するための評価方法

受検者と同年齢層の運転者との比較による評価値と30歳から59歳までの年齢層の運転者との比較による評価値のいずれも用意すること。

(なお、評価値としては、7(1)②の各年齢層別に用意しておくこと。)

(2) 段階評価

評価値は、5段階程度の段階評価とすること。例えば5段階評価の設定では、次の表の左欄に掲げる評価値の区分に応じ、中欄に掲げる評価値の意味を持たせ、評価値に該当する人数がおおむね右欄に掲げる割合になるようにすること。

評価値	評価値の意味	割合
1	劣っている	6%
2	やや劣っている	22%
3	普通	44%
4	やや優れている	22%
5	優れている	6%

(3) 評価の妥当性と信頼性

測定する視力と運転行動との関係を説明できる妥当性のあるものであること。(視覚機能の特徴が動体視力検査器で測定できること。)

また、受検者に対し、何度行っても同じ程度の結果が得られる信頼性のあるものであること。

7 標準データの収集及び分析

(1) 標本の基準

評価基準を算定するための標準データの収集に用いる標本の基準は、次の

とおりとする。

- ① 運転免許を保有する者を標本とすること。
- ② 次の各年齢層別に必要数の標本を収集すること。
16歳～19歳、20歳～24歳、25歳～29歳、30歳～34歳、35歳～39歳、
40歳～44歳、45歳～49歳、50歳～54歳、55歳～59歳、60歳～64歳、
65歳～69歳、70歳～74歳、75歳以上
- ③ 各年齢層ごとの標本の数は、男性と女性を同じ数とすること。
- ④ 裸眼、矯正別（眼鏡使用、コンタクトレンズ使用）に標本を収集すること。
- ⑤ 偏りのない標本を集めること。

(2) 標準データに係る測定値の処理

収集された標準データから各年齢層ごとの評価値を用意するものとし、これに当たっては、通常用いられる統計処理をすること。

(3) アンケートの実施

標準データの収集とともにアンケート用紙により受検者の属性、運転頻度等を調査すること。

(4) 標準データの収集に当たっての留意事項

- ① 機種ごとに、標準データを収集すること。
- ② 検査の方法を十分に説明した上で検査を実施すること。
- ③ 設置場所は、室内とし、その明るさは、検査結果に影響が出ないようにすること。（特に、検査器に直接太陽光や室内の強い照明が当たらないよう留意し、著しい見え難さが生じないこと。）
- ④ 標準データの収集は、可能な限り1台で収集することが望ましいが、やむを得ず複数台でデータ収集を行う場合は、視標の明るさ、移動速度及び設置場所を同じ条件にすること。
- ⑤ 生データは、フロッピーディスク、ZIP、MO等の記憶媒体に入れること。

8 検査結果の保管及び検査結果票の出力

検査結果データの保管が可能であるとともに、検査結果及びこれに基づく指導内容を印字出力できることとする。

(1) 検査結果データの保管の基準

検査結果データは、3年間保管が可能であること。

(2) 検査結果票の基準

- ① 受検者ごとに検査結果票を印字出力できること。
- ② 検査結果票は、受検者一人について1枚とし、次の内容が記載されていること。
 - ・ 測定結果、評価値及び指導内容
 - ・ 受検者と同年齢層の運転者との比較による評価値と30歳から59歳までの年齢層の運転者との比較による評価値
- ③ 受検者に見やすく理解されやすい内容とすること。

- ・ 文字等の字体、大きさや表示位置を工夫すること。
- ・ 一見して評価結果が分かるようにグラフや図形等を用いてもよい。
- ・ 検査結果票の裏面に検査結果票の見方についての解説欄を設けてもよい。

9 基準適合の判断

(1) 判断

動体視力検査器が基準に適合しているかどうかの判断は、各都道府県において行うものとする。

(2) 判断書類

都道府県が基準適合の判断をする上で必要なものとして、次の書類が挙げられる。

- ア 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載したもの
- イ 器材の名称及び概要を記載したもの
- ウ 器材の仕様書
- エ 器材の標準データ収集結果報告書
- オ 器材に係る実施手引
- カ 器材に係る受検者アンケート調査結果

(3) 書類の記載事項

ア 標準データ収集結果報告書

- ① 調査の日時、実施場所（設置状況を示す写真添付）
- ② 受検者の年齢層別、性別、裸眼・矯正別の人数、受検者集めの方法
- ③ 測定値の処理結果
- ④ 検査結果票の出力例
- ⑤ 受検者の年齢層別、性別、裸眼・矯正別の集計結果
- ⑥ 受検者の年齢層別、性別、裸眼・矯正別の評価値と評価値別の人数
- ⑦ 器材及び検査方法
- ⑧ 調査者の氏名、年齢、所属等

イ 実施手引

- ① 検査のねらい、実施方法その他検査内容
- ② 検査の適正を期するための器材の設置場所
- ③ 器材の取扱要領
- ④ 受検者への操作方法の指導要領
- ⑤ 検査実施上の注意事項
- ⑥ 検査結果票の見方
- ⑦ 検査結果に基づく検査結果票による指導例
- ⑧ データ保管（存）上の留意事項
- ⑨ 検査の適正を期することのできる使用可能期限

(4) 判断に当たっての参考事項

基準の適合性の判断に当たっては、次の6項目を参考とすること。

審査項目	審査方法
<p>1 検査の内容的妥当性 視知覚機能の特徴が測定できること。</p>	<p>標準データ収集結果報告書</p> <p>① 測定する視知覚機能と運転行動との関係を説明できるものであるか。</p> <p>② 明確に年齢による視覚機能の差を示す検査であるか。</p>
<p>2 検査の信頼性 安定した測定結果及び評価結果が得られること。</p>	<p>同一受検者による複数回数の検査実施 複数回、同一機種を受検した時の検査結果のバラツキが小さいか。</p>
<p>3 受検しやすさ 検査の方法を理解させる工夫がなされていること。</p>	<p>アンケートの結果、聞き取り調査</p> <p>① 受講者に理解される説明、練習を付加しているか。</p> <p>② 受検者が受検しやすと感じているか</p>
<p>4 検査結果票の見やすさ 見やすい検査結果票であること。</p>	<p>アンケートの結果、聞き取り調査</p> <p>① 検査結果票が見やすいものとなっているか。</p> <p>② 受検者が検査結果を理解しているか。</p>
<p>5 器材の扱いやすさ 検査実施者への負担が軽減されていること、手順が簡単であること。</p>	<p>実施手引、聞き取り調査</p> <p>① 器材の取扱要領を見てから実施までに長時間を要しないか。</p> <p>② 検査実施者が器材の操作を誤る回数が少ないか。</p> <p>③ 異なった検査実施者が同じ操作誤りを行っているか。</p>
<p>6 器材の耐久性 正確な測定が常にできること。</p>	<p>実施手引、聞き取り調査</p> <p>一定使用回数後の評価値の分布に著しい変化はないか。</p>